

## 表彰に関する細則

この「表彰に関する細則」（以下「細則」という）は、日本気球連盟会則 5-4 に基づき日本気球連盟理事会（以下「理事会」という）が定めたものである。

1993年4月1日	施行
2004年10月24日	改正
2009年7月5日	改正
2012年9月29日	改正
2014年1月26日	改正
2015年12月31日	改正

### 第1章 目的

- 1-1 この細則は、日本気球連盟の賞および感謝状、並びに国際航空連盟（以下「FAI」という）もしくは一般財団法人日本航空協会（以下「航空協会」という）の賞またはメダル等に関する推薦の取り扱いについて定める。
- 1-2 この細則では、以下の賞または感謝状またはメダル等について取り扱う。
  - 1) イカロス賞
  - 2) 丹羽賞
  - 3) 大岩賞
  - 4) 感謝状
  - 5) FAI の定める賞またはメダル
  - 6) 航空協会の定める賞またはメダル

### 第2章 イカロス賞と丹羽賞、大岩賞の選考手続きと表彰

- 2-1 各賞の推薦者は、日本気球連盟の会員でなければならない。
- 2-2 各賞の推薦者は、以下の書類を添えて該当年翌年の第1回理事会までに日本気球連盟事務局（以下「事務局」という）に提出しなければならない。
  - 1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴
  - 2) 該当する賞への記名の推薦状
  - 3) その業績を説明する文書資料
- 2-3 理事会は、該当する賞について審議する。
- 2-4 決定された賞については、日本気球連盟総会で表彰を行う。

### 第3章 イカロス賞

- 3-1 イカロス賞は、1969年に日本で最初に飛行を行った「熱気球イカロス五号」にちなんで1981年に日本気球連盟が設定した賞である。
- 3-2 イカロス賞は、以下の分野での業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。
  - 1) 気球の発展への貢献
  - 2) 気球競技分野での業績
  - 3) 気球飛行記録分野での業績
- 3-3 この賞の対象者は、国籍、日本気球連盟の会員の如何を問わない。

## 第4章 丹羽賞

4-1 丹羽賞は、1991年1月11日ガス気球による単独太平洋横断飛行に挑戦し帰らぬ人となった丹羽文雄氏を記念し日本気球連盟が設定した賞である。

賞の運用は、典子夫人から日本気球連盟に寄贈された寄付金を基礎としている。

4-2 丹羽賞は、以下の分野での業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。

- 1) 気球の安全性もしくは性能向上への寄与もしくは貢献
- 2) 未知の空域の開拓、飛行技術の開発などへの貢献
- 3) 気球に関係する新素材、新技術の研究開発または応用などへの寄与
- 4) 気球スポーツの社会的啓蒙活動もしくは安全面での貢献

4-3 この賞の対象者は、国籍、日本気球連盟の会員の如何を問わない。

## 第5章 大岩賞

5-1 大岩賞は、長年にわたり理事長として日本気球連盟の運営にあたり、その発展に寄与された大岩正和名誉会長の提唱により日本気球連盟が設定した賞である。

賞の運用は、大岩正和名誉会長から日本気球連盟に寄贈された寄付金を基礎としている。

5-2 大岩賞は、気球パイロットの育成の分野で、その業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。

5-3 この賞の対象者は、国籍、日本気球連盟の会員の如何を問わない。

## 第6章 感謝状

6-1 日本気球連盟は、日本気球連盟もしくは気球スポーツに著しい貢献のあった個人もしくは団体に感謝状を授与することができる。

6-2 感謝状の推薦者は、日本気球連盟の会員でなければならない。

6-3 感謝状の推薦者は、事務局に以下の書類を提出しなければならない。

- 1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴
- 2) 該当する賞への記名の推薦状
- 3) その業績を説明する文書資料

6-4 提出された推薦について、理事会は速やかに審議を行う。

6-5 決定された場合、妥当な方法で感謝状の贈呈を行う。

## 第7章 他の団体の定める賞もしくはメダルへの推薦

7-1 日本気球連盟は、日本気球連盟に関係する団体が制定する賞もしくはメダルに関して、その受賞に必要な推薦を行う。

7-2 各賞の推薦者は、日本気球連盟の会員でなければならない。

7-3 各賞の推薦者は、事務局に以下の書類を提出しなければならない。

- 1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴
- 2) 該当する賞への記名の推薦状
- 3) その業績を説明する文書資料
- 4) その他、該当団体が求める書類

7-4 各賞の推薦の募集方法、推薦の締め切り、審査方法などの詳細は、賞ごとに理事会で決定し運用する。

### 附則

この細則は、2015年12月31日より施行する。